

令和7・8年度建設コンサルタント等業務希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構九州支社における令和7・8年度建設コンサルタント等業務希望調査を次のとおり行うこととしたのでお知らせします。

本調査は、次回の定期受付による建設コンサルタント等業務希望調査の実施までの間（最大2か年分）の指名の基礎資料とします。また、本調査内容は、住宅管理センター（株式会社URコミュニティ住まいセンター）における指名の基礎資料としても使用する場合があります。

各本部等で行う指名競争入札については、令和3年3月以降順次、電子入札システムによる入札手続きに移行しました。希望調査資料提出者の皆様におかれましては、あらかじめ電子入札ICカードをご用意の上、利用者登録をお願いいたします。

利用者登録方法等につきましては、当機構「電子入札」のページをご参照ください。

<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>

1 調査対象業務区分等

- (1) 4 (1) ③の事務所において、令和7年7月14日（月）以降指名競争入札により発注が見込まれる建設コンサルタント等業務に係る業務区分（別掲）を対象とします
(2) 調査は建設コンサルタント等業務希望調査資料（以下「調査資料」という。）の受付により行います。

2 調査資料の提出要件

当機構九州地区における令和7・8年度の競争参加資格の認定を受け、当本部が業務区分ごとに定める要件（地理的条件・技術的適性等）を満たしている者とします。

なお、令和7・8年度の測量・土質調査・建設コンサルタント等業務競争参加資格の認定を受けていない者についても、随時登録申請を併せて行うことにより調査資料の提出を認めますが、当該資料受付業務区分に必要な認定が受けられなかった場合には、提出された調査資料は無効とします。

3 調査資料の作成要領の交付

調査資料は当支社ホームページからのダウンロードにより令和7年6月2日（月）から交付します。

4 調査資料の受付

調査資料は、希望する業務区分ごとに作成し、提出が必要です。

- (1) 定期受付
① 受付方法 簡易書留やレターパック等、追跡可能な方法による郵送
※持ち込み及び配達業者による提出は不可

② 受付期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月20日（金）まで（必着）

③ 送付場所

住所：〒810-8610 福岡県福岡市中央区長浜2-2-4

宛先：5（5）による

※ 複数の業務区分について調査資料を提出する場合は、業務区分ごとに調査資料（調査票及び添付資料）をクリップ止めしてください。

（2）追加受付（随時）

① 受付方法 （1）①と同じ

② 受付期間

令和7年7月14日（月）から令和9年3月31日（水）まで

③ 送付場所

（1）③と同じ

（3）調査資料に関するヒアリング等

実績の確認等のため、後日ヒアリング等を行うことがあります。

5 その他

（1）この調査は、調査対象業務の指名の基礎資料とするために行うものであり、調査資料提出者への指名を約束又は予定するものではありません。また、実際の発注にあたっては、入札時に参加要件を別に定める場合があります。

（2）提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

（3）提出された調査資料は、原則として返却しません。ただし、受付後、調査非対象者と判明した場合は、その旨を通知し、資料を返却します。

（4）暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

(5) 本掲示に関する問い合わせ先

業種区分（建築設計）

独立行政法人都市再生機構 九州支社 住宅経営部 ストック技術課

092-722-1255

業種区分（土木・造園設計、測量、補償、調査）

独立行政法人都市再生機構 九州支社 住宅経営部 環境整備課

092-722-1175

業種区分（設備設計）

独立行政法人都市再生機構 九州支社 住宅経営部 設備技術課

092-722-1329

業種区分（建築監理・土木監理）

独立行政法人都市再生機構 九州支社 住宅経営部 工務・検査課

092-722-1170

その他一般事項

独立行政法人都市再生機構 九州支社 総務部 経理課

092-722-1017

(6) 電子入札システムの準備・操作に関する問い合わせ先

電子入札ヘルプデスク

電話：0570-021-777（ナビダイヤル）

E-mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

以 上

令和7・8年度調査対象業務区分表

I. 保全設計

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築設計	(1)保全建築設計	居住中の共同住宅における保全工事に係る設計・積算業務 主な工事 外壁修繕工事（エントランス・共用部改修（簡便なもの）を伴うものを含む） 屋根断熱防水工事 建具等塗装工事 外回り建具改修工事 集会所修繕工事 他	2件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 一級建築士事務所登録のある者であること。 一級建築士の有資格者を1名以上有する者であること。 機構又は公的機関から過去15年度以内（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての実績が1件以上あること。 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
	(2)改修建築設計	居住中の共同住宅における改修・改良工事、又は複合的な改修工事に係る設計・積算業務 主な工事 リニューアル等住戸内改修工事 中層エレベーター設置工事 エントランス改修附帯の外壁修繕工事 バリューアップ改修（総合的な団地改修）工事 集会所改修工事 管理サービス事務所改修工事 その他各種工事が複合的又は法申請を伴う改修工事 他		本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 一級建築士事務所登録のある者であること。 一級建築士の有資格者を1名以上有する者であること。 機構又は公的機関から過去15年度以内（平成22年度以降）に下記の元請としての実績がそれぞれ1件以上あること。 <ol style="list-style-type: none"> 地上6階建以上の共同住宅の新築設計業務 居住中の共同住宅に係る保全・改修工事の設計業務 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 <p>（補足事項（入札時の参加要件））</p> <ul style="list-style-type: none"> 一級建築士取得後実務経験3年以上の管理技術者を配置できること。

	(3) 耐震改修設計	居住中の共同住宅における主として耐震改修工事に係る基本・実施設計、積算業務	1 件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一級建築士事務所登録のある者であること。 2. 一級建築士の有資格者を1名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去15年以内(平成22年度以降)に下記の完了実績(①については元請としての完了実績)がそれぞれ1件以上あること。 <ol style="list-style-type: none"> ① 居住中の共同住宅に係る耐震改修工事の設計業務 ② 耐震改修設計について第三者機関による評定結果の取得 4. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格(建設工事)の登録がないこと。 <p>(補足事項(入札時の参加要件))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士取得後実務経験3年以上の管理技術者を配置できること。
--	------------	---------------------------------------	-----	---------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本又は人事面で関係がある者(※3)は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 業務の実績は設計業務によるものに限る(積算業務の実績は認めない)。

※5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。

※6 別途、業務により配置技術者(再委託可)の配置等、個別の要件を求めることがある。

※7 機構支援業務(事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務)受注者は、当該機構支援業務と直接関係しない者を担当技術者とすること。

※8 一級建築士の有資格者数は、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和7・8年度調査対象業務区分表

I. 保全設計

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築設計	保全・改修機械設備設計	居住中の共同住宅における機械設備保全・改修工事に係る設計・積算業務 主な工事 給水管修繕工事 排水管修繕工事 給水ポンプ修繕工事 排水ポンプ修繕工事 消防用設備修繕工事 機械式駐車装置修繕工事 中層エレベーター設置工事、耐震改修工事、屋外環境整備工事等に附帯する機械設備改修工事 他	7件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<p>1. 以下の(1)～(3)のうち、いずれかの有資格者を1名以上有する者であること。なお、(3)については、一級建築士とその他有資格者は、同一人物でなくてもよい。</p> <p>(1) 建築設備士 (2) 設備設計一級建築士 (3) 一級建築士を必須とし、その他管工事施工管理技士、消防設備士（甲種）、技術士（機械部門又は衛生工学部門）のいずれか</p> <p>2. 機構又は公的機関からの業務内容に記載した業務について、以下の(1)～(4)のいずれかの実績があること。</p> <p>(1) 過去15年以内（平成22年度以降）に元請としての完了実績が1件以上 (2) 過去15年以内（平成22年度以降）に下請としての完了実績が3件以上 (3) 過去5年以内（令和2年度以降）に下請としての完了実績が2件以上 (4) 過去5年以内（令和2年度以降）に下請（機構発注に限る）としての完了実績が1件以上</p> <p>3. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。</p> <p>(補足事項) ・建築基準法に係る法申請を伴う設計業務を実施する場合においては、一級建築士事務所登録のある者であることを条件とする。その際、設備設計一級建築士の配置を求める場合がある。 (法申請を伴わない設計業務を行う場合は、一級建築士事務所登録は条件としない。)</p>

	保全・改修電気設備設計	居住中の共同住宅における電気設備保全・改修工事に係る設計・積算業務 主な工事 消防用設備修繕工事 自家用電気工作物修繕工事 共用灯設備修繕工事 屋外灯設備修繕工事 内蔵蓄電池修繕工事 動力設備修繕工事 住宅用火災警報器修繕工事 インターほん設備修繕工事 電灯幹線改修工事 テレビ共同受信設備修繕工事 中層エレベーター設置工事、耐震改修工事、屋外環境整備工事、給水ポンプ修繕工事、エントランス改修工事に附帯する電気設備工事 他	1 件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	1. 以下の(1)～(3)のうち、いずれかの有資格者を1名以上有する者であること。なお、(3)については、一級建築士とその他有資格者は、同一人物でなくてもよい。 (1) 建築設備士 (2) 設備設計一級建築士 (3) 一級建築士を必須とし、その他電気主任技術者、電気工事施工管理技士、防設備士（甲種）、技術士（電気電子部門）のいずれか 2. 機構又は公的機関からの業務内容に記載した業務について、以下の(1)～(4)のいずれかの実績があること。 (1) 過去15年以内（平成22年度以降）に元請としての完了実績が1件以上 (2) 過去15年以内（平成22年度以降）に下請としての完了実績が3件以上 (3) 過去5年以内（令和2年度以降）に下請としての完了実績が2件以上 (4) 過去5年以内（令和2年度以降）に下請（機構発注に限る）としての完了実績が1件以上 3. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 (補足事項) ・建築基準法に係る法申請を伴う設計業務を実施する場合においては、一級建築士事務所登録のある者であることを条件とする。その際、設備設計一級建築士の配置を求める場合がある。 (法申請を伴わない設計業務を行う場合は、一級建築士事務所登録は条件としない。)
土木設計	保全土木設計	居住中の共同住宅における土木保全・改修工事に係る設計・積算業務 主な工事 道路修繕等工事（街渠含む） 排水管渠修繕等工事（汚水・雨水） 外柵（堀含む）修繕等工事（造園再整備工事以外のもの） 駐車場修繕等工事 法面・擁壁修繕等工事 橋梁修繕等工事 他	1 件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又はRCCMのいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去15年以内（平成20年度以降）に次の(1)(2)のいずれかの業務内容について元請としての実績が1件以上又は下請としての実績が2件以上あること。 (1) 共同住宅における土木施設の新築又は改修等工事の設計・積算業務 (2) 供用済みの道路又は下水道等土木施設の改修等工事の設計・積算業務 3. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 設計業務を実施した場合は、その者と資本又は人事面で関係がある者（※3）は当該設計業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 業務の実績は設計業務によるものに限る（積算業務の実績は認めない）。

※5 当該設計業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は認めない。

※6 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。

※7 機構支援業務（事務処理業務・発注等支援業務・設計品質確認等業務）受注者は、当該機構支援業務と直接関係しない者を担当技術者とすること。

令和7・8年度調査対象業務区分表

II. 新規設計

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築設計	建築設計	<ul style="list-style-type: none"> 複雑な設計等を必要としない賃貸共同住宅（超高層建築物を除く）等の実施設計等に係る業務（同一地区において複数棟の建物を同時期に設計する場合の基本となる住棟以外の建物又は单一用途の建物等） 管理事務所、集会所及びこれに類する事務所、店舗等 	0件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 一級建築士事務所登録のある者であること。 一級建築士の有資格者を2名以上有する者であること。 機構又は公的機関において過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての実績（地上6階建以上の共同住宅）が1件以上あること。 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 <p>（補足事項（入札時の参加要件等））</p> <ul style="list-style-type: none"> 一級建築士取得後経験年数3年以上の管理技術者を配置できること。 構造一級建築士を配置できること（再委託可）。 <p>（総合発注による発注が想定される場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託に含む職種に応じて必要な主任技術者の配置について記載のこと。
	建築積算	<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅等における建築工事に係る積算業務 <ul style="list-style-type: none"> 共同住宅建築工事 施設建築物建築工事 等 		本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 建築コスト管理士又は建築積算士の有資格者を1名以上有する者であること。 機構又は公的機関において過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務（数量積算を含む）と同種の元請としての完了実績が1件以上又は下請としての実績が2件以上あること。 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 <p>（補足事項（入札時の参加要件））</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築コスト管理士又は建築積算士取得後経験年数5年以上の管理技術者を配置できること。 建築コスト管理士又は建築積算士の資格を有する照査技術者を別途配置できること。

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 設計等業務を実施した場合は、その者と資本又は人事面で関係がある者（※3）は当該設計等業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 当該設計等業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。

※5 機構支援業務（設計品質確認等業務・基盤整備関連業務）受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とすること。

※6 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。

※7 一級建築士の有資格者数は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和7・8年度調査対象業務区分表

II. 新規設計

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築設計	機械設備設計	共同住宅等における機械設備工事に係る設計・積算業務 ・屋内機械設備工事 ・屋外機械設備工事 ・小規模施設建築物機械設備工事 等	0件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<p>1. 以下の(1)～(3)のうち、いずれかの有資格者を1名以上有する者であること。なお、(3)については、一級建築士とその他有資格者は、同一人物でなくてもよい。</p> <p>(1) 建築設備士 (2) 設備設計一級建築士 (3) 一級建築士を必須とし、その他管工事施工管理技士、消防設備士（甲種）、技術士（機械部門又は衛生工学部門）のいずれか</p> <p>2. 機構又は公的機関からの業務内容に記載した業務について、以下の(1)～(4)のいずれかの実績があること。</p> <p>(1) 過去15年（平成22年度以降）に元請としての完了実績が1件以上 (2) 過去15年（平成22年度以降）に下請としての完了実績が3件以上 (3) 過去5年（令和2年度以降）に下請としての完了実績が2件以上 (4) 過去5年（令和2年度以降）に下請（機構発注に限る）としての完了実績が1件以上</p> <p>3. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。</p> <p>(補足事項) ・建築基準法に係る法申請を伴う設計業務を実施する場合においては、一級建築士事務所登録のある者であることを条件とする。その際、設備設計一級建築士の配置を求める場合がある。 (法申請を伴わない設計業務を行う場合は、一級建築士事務所登録は条件としない。)</p>

電気設備設計	<p>共同住宅等における電気設備工事に係る 設計・積算業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内電気設備工事 ・屋外電気設備工事 ・小規模施設建築物電気設備工事 	0 件	<p>本店又は最寄 りの支店・営業 所が福岡県内 に所在する者 であること。</p>	<p>1. 以下の(1)～(3)のうち、いずれかの有資格者を1名以上有する者であること。な お、(3)については、一級建築士とその他有資格者は、同一人物でなくてもよい。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築設備士 (2) 設備設計一級建築士 (3) 一級建築士を必須とし、その他電気主任技術者、電気工事施工管理技士、消 防設備士（甲種）、技術士（電気電子部門）のいずれか <p>2. 機構又は公的機関からの業務内容に記載した業務について、以下の(1)～(4)のい ずれかの実績があること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 過去 15 年（平成 22 年度以降）に元請としての完了実績が 1 件以上 (2) 過去 15 年（平成 22 年度以降）に下請としての完了実績が 3 件以上 (3) 過去 5 年（令和 2 年度以降）に下請としての完了実績が 2 件以上 (4) 過去 5 年（令和 2 年度以降）に下請（機構発注に限る）としての完了実績が 1 件以上 <p>3. 当機構における令和 7・8 年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。</p> <p>（補足事項）</p> <p>・建築基準法に係る法申請を伴う設計業務を実施する場合においては、一級建築士事務 所登録のある者であることを条件とする。その際、設備設計一級建築士の配置を求 める場合がある。 (法申請を伴わない設計業務を行う場合は、一級建築士事務所登録は条件としない。)</p>
--------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----	------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 設計等業務を実施した場合は、その者と資本又は人事面で関係がある者（※3）は当該設計等業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 当該設計等業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。

※5 機構支援業務（設計品質確認等業務・基盤整備関連業務）受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とすること。

※6 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。

令和7・8年度調査対象業務区分表

II. 新規設計

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
土木設計	土木設計	共同住宅等に係る土木施設（道路、駐車場、排水（汚水・雨水）、擁壁、雑工作物等）工事、又は土木施設整備と建物等解体を複合的に行う工事の設計・積算業務	0件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又はR C C Mのいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関において過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績が1件以上あること。 3. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
	造園設計	共同住宅等（付随する移管公園、緑道等を含む）に係る造園工事又は造園保全・改修工事の設計・積算業務 ※造園保全・改修工事の主な工事 通路再整備工事（街渠含む） 広場再整備工事（外柵含む） 遊戯施設再整備工事 園地施設再整備工事 自転車置場再整備工事 ゴミ置場再整備工事 植栽再整備工事 案内板再整備工事　他	1件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 技術士（総合技術監理部門又は建設部門（都市及び地方計画又は建設環境）、R C C M（造園又は都市計画及び地方計画）又はR L Aのいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関からの業務内容に記載した業務について、以下の(1)～(3)のいずれかの実績が1件以上あること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 過去15年（平成22年度以降）に元請としての完了実績が1件以上 (2) 過去15年（平成22年度以降）に下請としての完了実績が2件以上 (3) 過去5年（令和2年度以降）に下請（機構発注に限る）としての完了実績が1件以上 3. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。

※1 共同住宅とは、R C 造又はS R C 造の共同住宅をいう。

※2 設計等業務を実施した場合は、その者と資本又は人事面で関係がある者（※3）は当該設計等業務に係る工事の入札に参加することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 当該設計等業務に係る工事の入札参加、及び下請負人又は資材業者としての参画は不可とする。

※5 機構支援業務（設計品質確認等業務・基盤整備関連業務）受注者は当該地区における図面確認業務を行う者と設計者は異なる担当技術者とすること。

※6 別途、業務により配置技術者（再委託可）の配置等、個別の要件を求めることがある。

令和7・8年度調査対象業務区分表

III. 工事監理

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築監理	建築・設備工事監理	共同住宅（超高層建築物を除く、施設との複合建物を含む）又は小規模施設の新築工事及び既存共同住宅に係るエレベーター設置工事、増築工事に係る工事監理 ※新築工事には、建築、機械設備、電気設備工事を含む。 ※小規模施設とは（延床面積7,000 m ² 未満に限る）	0件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 一級建築士の有資格者を2名以上有する者であること。 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての実績（地上6階以上の共同住宅の新築工事または既存共同住宅に係るエレベーター設置工事）が1件以上あること。 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 <p>（補足事項（入札時の参加要件））</p> <ul style="list-style-type: none"> 一級建築士取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続しているものを管理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本又は人事面で関係がある者（※3）は業務を受注することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とすること。

※5 一級建築士の有資格者数は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和7・8年度調査対象業務区分表

III. 工事監理

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
土木監理	土木工事監理	共同住宅等に係る土木施設（道路、駐車場、排水（汚水・雨水）、擁壁、雑工作物等）工事、又は土木施設整備と建物等解体を複合的に行う工事の工事監理	0件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に以下①、②に示すいずれかの業務について元請としての実績が1件以上又は下請としての実績が2件以上あること。 <ol style="list-style-type: none"> 業務内容と同種の業務 既成市街地における土木施設（道路、駐車場、排水（汚水・雨水）、擁壁、雑工作物等）工事の工事監理 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 <p>（補足事項（入札時の参加要件））</p> <ul style="list-style-type: none"> 1級土木施工管理技士又は技術士の取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者を管理技術者として配置できること。
	造園工事監理	共同住宅・公園等に係る造園工事の工事監理		本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1級造園施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての実績が1件以上又は下請としての実績が2件以上あること。 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 <p>（補足事項（入札時の参加要件））</p> <ul style="list-style-type: none"> 1級造園施工管理技士又は技術士の取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者を管理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本又は人事面で関係がある者（※3）は業務を受注することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とすること。

令和7・8年度調査対象業務区分表

III. 工事監理

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築監理	保全建築工事監理	外壁修繕工事、耐震改修工事、その他これに類する居住中の共同住宅における修繕等工事の工事監理	10件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<p>1. 一級建築士の有資格者を1名以上有する者であること。</p> <p>2. 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての実績が1件以上あること。</p> <p>3. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。</p> <p>（補足事項（入札時の参加要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一級建築士取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者を管理技術者とし配置できること。

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本又は人事面で関係がある者（※3）は業務を受注することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とすること。

※5 一級建築士の有資格者数は、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書「21 有資格者数」において申請した人数が当該人数を満足していること。

令和7・8年度調査対象業務区分表

III.工事監理

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
建築監理	保全機械設備工事監理	居住中の共同住宅（付帯施設及び屋外工作物を含む）の保全・改修工事に係る機械設備工事監理	2件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 設備設計一級建築士、管工事施工管理技士、建築設備士、技術士（機械部門又は衛生工学部門）のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績（RC造又はSRC造に限る）が1件以上、もしくは、下請けとしての実績が2件以上、又は、機構から過去5年以内（令和2年度以降）に下請としての完了実績が1件以上であること。 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 <p>（補足事項（入札時の参加要件））</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備士、設備設計一級建築士、技術士又は1級管工事施工管理技士の資格取得後2年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を2年以上継続している者を管理技術者として配置できること。
	保全電気設備工事監理	居住中の共同住宅（付帯施設及び屋外工作物を含む）の保全・改修工事に係る電気設備工事監理		本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 設備設計一級建築士、電気主任技術者、電気工事施工管理技士、建築設備士、技術士（電気電子部門）のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての実績（RC造又はSRC造に限る）が1件以上、もしくは、下請けとしての実績が2件以上、又は、機構から過去5年以内（令和2年度以降）に下請としての完了実績が1件以上であること。 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 <p>（補足事項（入札時の参加要件））</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築設備士、設備設計一級建築士、技術士、1級電気工事施工管理技士又は電気主任技術者の資格取得後2年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を2年以上継続している者を管理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本又は人事面で関係がある者（※3）は業務を受注することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とすること。

令和7・8年度調査対象業務区分表

III.工事監理

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
土木監理	保全土木工事監理	居住中の共同住宅の保全・改修に係る土木工事の工事監理	2件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績が1件以上又は下請けとしての完了実績が2件以上あること。 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 <p>（補足事項（入札時の参加要件））</p> <ul style="list-style-type: none"> 1級土木施工管理技士又は技術士の取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者を管理技術者として配置できること。
	保全造園工事監理	居住中の共同住宅の保全・改修に係る造園工事の工事監理		本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	<ol style="list-style-type: none"> 1級造園施工管理技士又は技術士（建設部門）のいずれかの有資格者を1名以上有する者であること。 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に下記いずれかの業務について元請としての完了実績が1件以上又は下請としての完了実績が2件以上あること。 <ol style="list-style-type: none"> 共同住宅に係る造園工事の工事監理 公園・緑道に係る造園工事の工事監理 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。 <p>（補足事項（入札時の参加要件））</p> <ul style="list-style-type: none"> 1級造園施工管理技士又は技術士の取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者を管理技術者として配置できること。

※1 共同住宅とは、RC造又はSRC造の共同住宅をいう。

※2 工事を受注した業者と資本又は人事面で関係がある者（※3）は業務を受注することができない。

※3 資本又は人事面で関係がある者とは、次の①又は②に該当するものをいう。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

※4 機構支援業務（工事監督業務（総主任））受注者は当該地区における工事監督業務を行う者と工事監理者は異なる担当技術者とすること。

令和7・8年度調査対象業務区分表

IV.その他

業種区分	業務区分	業務内容	参考 令和6年度 発注実績	機構の定める要件	
				地理的条件	技術的適性
測量	測量	人口集中地区（D I D地区）における測量業務	4件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	1. 測量士の有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績が1件以上であること。 3. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
補償	事業損失補償	工事の施工に伴う建物等の損害等に係る事前調査、事後調査、費用負担額算定及び費用負担説明等	4件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	1. 補償業務管理士又は一級建築士の有資格者を1名以上有する者であること。 2. 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績が1件以上であること。 3. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。
調査	土壤調査	土壤汚染に係る調査（地歴調査・現地調査・分析等）	0件	本店又は最寄りの支店・営業所が福岡県内に所在する者であること。	1. 土壤汚染対策法に基づく「指定調査機関」の登録があること。 2. 環境計量士（濃度関係）の有資格者を1名以上有する者であること。 3. 機構又は公的機関から過去15年（平成22年度以降）に業務内容に記載した業務について元請としての完了実績が1件以上、又は、下請としての実績が2件以上であること。 4. 当機構における令和7・8年度一般競争参加資格（建設工事）の登録がないこと。